

事務連絡
平成22年4月13日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

埋込型心電図記録計移植術及び埋込型心電図記録計摘出術の
施設基準に係る届出の受理番号について

特掲診療料の施設基準等に係る届出の受理については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについて」（平成22年3月5日保医発0305第3号）を踏まえて行われているところですが、「K597-3 埋込型心電図記録計移植術」及び「K597-4 埋込型心電図記録計摘出術」の施設基準に係る届出の受理番号の取扱いについては、下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

「K597-3 埋込型心電図記録計移植術」及び「K597-4 埋込型心電図記録計摘出術」の施設基準に係る届出の受理番号については、各厚生(支)局における取扱いの実情を踏まえ、各厚生(支)局ごと又は各事務所ごとに適宜設定した上で、届出の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

なお、受理番号を設定した際には、事前に審査支払機関に対してその旨を連絡をしておくこと。

【受理番号の参考例】

- ・ 「(埋心電) 第 号」

注：「埋込型心電図検査」と同じ受理番号でも可。

- ・ 「(埋記録) 第 号」

注：新たな受理番号を独自に設定することも可。

